

令和5年11月27日(月)

## 令和5年12月定例会 議会運営委員会行政視察報告

令和5年10月31日に実施しました、議会運営委員会行政視察の内容と主な成果についてご報告をいたします。

群馬県太田市議会の「(仮称)太田市外三町広域斎場整備事業」についてですが、初めに、群馬県太田市の「概要」ですが、市制施行日が平成17年3月28日太田市、尾島町、新田町及び藪塚本町の一市三町が新設合併し、現在に至っています。東京から北西へ約86kmの位置にあり、人口は222,196人、そのうち外国人が12,467人で、議員定数は30人で、各常任委員会は、総務企画、市民文教、健康福祉及び都市産業の4委員会が設置されており、令和5年度の一般会計予算は894億円(市税)となっています。

今回行政視察をした内容は、朝霞4市で、令和5年度に「朝霞地区4市共用火葬場設置協議会」が設置され、広域の火葬場について協議することとなりましたことから、令和7年度中から供用開始となる、群馬県太田市外三町広域斎場整備計画を視察させていただきました。

現在の斎場施設は、太田市斎場が昭和56年から供養開始で火葬炉6基(9体/日)、汚物炉1基、式場2室併設(大式場250人、小式場126人)、保冷库2体と、大泉町外2町(大泉町、邑楽町、千代田町)斎場は、昭和55年供用開始で、火葬炉3基(6体/日)、小動物炉1基でお骨は返さない形式で、汚物炉1基、式場220人併設で保冷库がない斎場の2斎場が運営されています。

新斎場については、令和7年度中供用開始となり、火葬炉9基(ピーク時21体/日)、小動物炉1基のほか、火葬炉1基につきプライベート空間があり、1炉前にホールがあり、式場はなく、多目的室があり、保冷库については最大6体までとなっています。

これまでの新斎場の整備に向けた経緯では、令和2年度に太田市市民課で1市3町で覚書を締結し、令和3年度に太田市市民課が基本計画を作成しました。令和4年度に太田市外3町広域清掃組合が事務を承継し、火葬炉設備業者の選定、設計業者の選定を経て、基本設計を行いました。

令和5年度は、実施設計の作成中で、令和6年度から令和7年度にかけて建設工事を実施し、同年度に供用開始の予定ということです。

また、令和8年度に、既存(大泉町外2町)斎場解体、外壁工事を実施する予定であるとの説明がありました。

これまで太田市と大泉町外2町で斎場を所有していましたが、広域で新斎場を整備するに至った経緯についてですが、両施設とも老朽化が進んでいて、建て替えの時期が近付いていましたが、今後の火葬件数の増加への対応、財政負担の軽減、総合的な事務の効率化を考慮して、構成市町が同じであったため、可燃ごみと不燃ごみを処理運営している太田市外3町広域清掃組合での新斎場の整備に至ったとの説明がありました。

また、斎場の計画地を大泉町にした理由は、基本計画の中で、候補地(①太田市斎場、②大泉町外2町斎場及び隣接地③新たな土地)を検討した結果、評価の高い②にしたとのことでした。

その他、新斎場は、大泉町での建設で計画されましたが、大泉町の町民の理解をどのように取り付けたのか、また、市民説明については、各市町で開催されたのか質疑がなされ、建設地は、既存の斎場の隣接地で、住宅地等の市街化区域から離れていたため、近隣住民説明会及びパブリックコメントを実施し、建設の是非については大泉町民からの意見はなく、各市町への説明は基本計画のパブリックコメントを行いました。さらには、設計会社は要求水準書を作成してプロポーザルで選定したとの説明がありました。

また今回の建設に当たり、DBO方式やその他の方式を検討されたのか質疑がなされ、基本計画の中で発注方式(DB方式、DBO方式、PFI方式、従来方式)を検討した結果、従来方式を採用されたとの回答でした。運営主体は、当組合が事業主体となり運営する予定であり、施設規模を検討する中で葬祭業者、市町民の意見をパブリックコメントで反映したとの回答でした。

今後においても、本市のみではなく、和光市、朝霞市及び新座市とも広域で連携を図り、より市民が利用しやすい火葬場の調査、研究をしてまいります。

以上で、議会運営委員会行政視察報告を終わります。